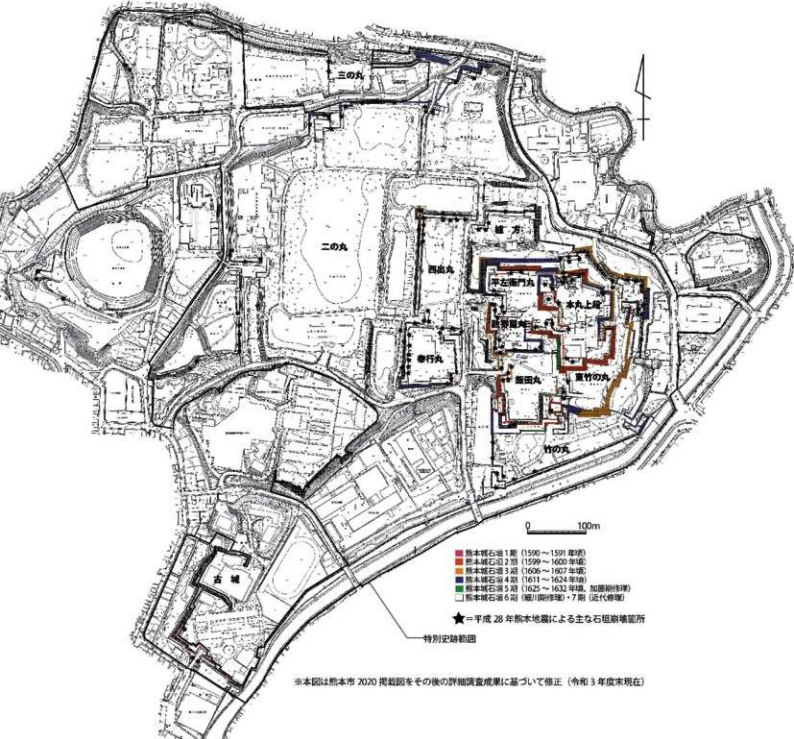


◆ 地震被害と構築当初石垣

熊本城跡は平成 28 年熊本地震で甚大な被害を受けました。石垣については主に崩壊や変状の被害を地域各所で確認しています。一方、特別史跡熊本城跡の石垣に関する最新の研究では、構築当初の石垣と修理の石垣に大別し、構築当初石垣については 4 期にわたって把握しています。

下記の図は 4 期にわたる構築当初の石垣分布図の上に、地震被害による石垣崩壊箇所★を記したものです。この図から、構築当初の石垣ではない箇所の崩壊が目立ちます。また、構築当初の石垣の上にも★を記していますが、石垣の上部が修理されたことがわかっていて箇所該当します。こうしたことから、今回の地震による石垣崩壊が少なくとも一度は修理された箇所でも発生していることがわかりました。

なお、石垣変状被害については、構築当初の石垣と修理の石垣の境目付近で発生している事例が多いですが、それ以外の箇所でも確認しているため、変状の要因については旧地形や石垣の立地条件などによるところが推測され、今後も詳細な研究が必要です。



熊本城解体新書

特別史跡熊本城跡の石垣調査成果
 本丸地区の築城工程 編

とくべつしせき きよまとじょうあと 特別史跡 熊本城跡

所在地: 熊本中央区本丸外
 指定日: 昭和 8 年 (1933) 2 月 28 日 史蹟指定
 昭和 30 年 (1955) 12 月 29 日 特別史跡指定
 令和元年 (2019) 10 月 16 日 最新追加指定

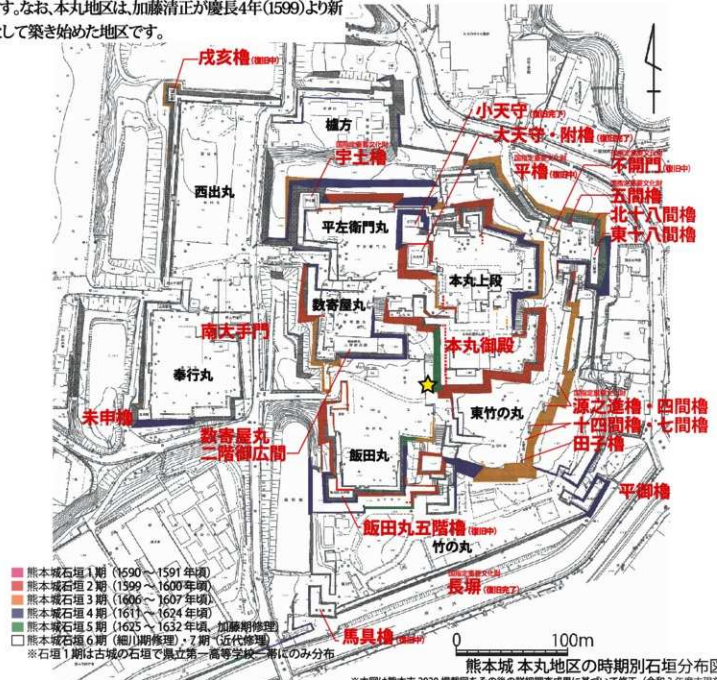
指定面積: 約 57.8ha (旧城域面積: 約 98ha)
 石垣面数: 973 面 (平成 28 年現在)
 石垣立面: 79033.12 m² (平成 28 年現在)
 石垣時期区分: 7 期に大別 + 文化財修復石垣

(熊本市 2020 「第 7 章付論 第 1 節 熊本城の石垣変遷」
 『特別史跡熊本城跡総合報告書 調査研究編』第 2 分冊)
 ※熊本市熊本城調査研究センター HP に
 報告書ダウンロード可能リンク先あり

特別史跡熊本城跡の石垣は、構築当初の石垣と修理の石垣に大別できます。本紙では最新の調査成果に基づいた本丸地区の構築当初石垣と、本丸地区の築城工程を紹介します。なお、本丸地区は、加藤清正が慶長 4 年 (1599) より新城として築き始めた地区です。



★本丸上段西面二様の新石垣 (西から)



◆特別見学通路より見学できる代表的な構築当初の石垣

1 熊本城石垣 2期 大天守石垣 (西面)
 ※朝暁から博国後の加藤清正時代の代表的な石垣



熊本城石垣 1期 (1590~1591年頃)
 ※肥後入国後の加藤清正時代の代表的な石垣



熊本城石垣 1期 (1590~1591年頃)

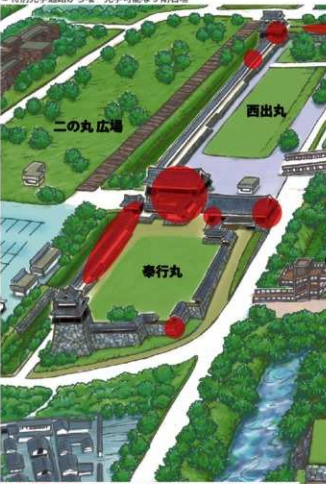
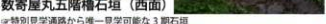


加藤清正は慶長4年(1599)より築山山頂部に築城に着手

【2期と1期の石垣の特徴差】
 隅角部は2期が直積積み、築石部は石材を整理せず目地が通らないことが共通する。また石材調整時の痕跡であるくさびがあることも共通する。

一方で石垣面は築石面は2期が平らな自然面の一部を削り取り、2期が平らな自然面と削り面の境目がないように造られている。

2 熊本城石垣 3期 数寄屋丸五階櫓石垣 (西面)
 ※特別見学通路から唯一見学可能な3期石垣



赤色網掛け部分は平成28年熊本地震で石垣が崩壊した箇所すべて江戸時代以降の修理箇所と想定



加藤清正による慶長11年の改築工事及びその後熊本から熊本に改築

【2期と1期の石垣の特徴差】
 隅角部は2期が直積積み、3期が積木積みという大きな違いがある。築石面は2期がすべて整形しない石材を使用し、3期は一部に整形した石材を含むことの違いがある。

3 熊本城石垣 4期 数寄屋丸二階大広間石垣 (南面)
 ※4期石垣上部は明治時代以降に修理され(赤・青破線)、その範囲の中で平成28年熊本地震で破損・崩壊した。破損した箇所はほとんどが石垣は修理された箇所であることがわかってきた。



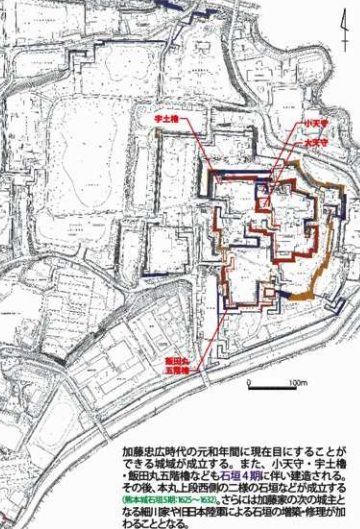
加藤清正死去直前の慶長16年から築山工事着手された。築山は元和保暦(165~169)に完成した。この築山が古城が新築の一環である。

【3期と2期の石垣の特徴差】
 隅内側は算木積みで共通する。築石面は3期が一部に整形した石材を含みながらも基本部は整形しない石材を使用し、2期が通す。4期がサイズ不統一ながらも方形に整形した石材が使用され、築石面が2期と通すという違いがある。



熊本城石垣 4期 小天守石垣 (西面)
 ※加藤忠広時代の代表的な石垣

熊本城石垣 4期 (1611~1624年頃)



加藤忠広時代の元和年間に現在目にするようにできる城壁が成立する。また、小天守・宇土櫓・飯田丸五階櫓なども石垣4期に伴って建造される。その後、本丸上段西側の二樓の石垣などが成立する(熊本城跡めぐり2008)。さらに加藤家次への城主となる豊前守(任)日本書簡による石垣の増築・修理が加わることとなる。

熊本城跡は文化財保護法での特別史跡(建造物・美術工芸品などの文化財指定「国宝」と同じ意味)に指定されています。先人が築いた状態のまま後世に伝えることを目的に指定されているため、現状保存が原則となります。しかし、遺跡(熊本城跡)を現状のまま後世に伝えることが難しい場合などは、きちんとした調査を実施した上で修理が行われます。上下が青澤の本パンフレットは、唯一一期二の歴史館の解体を伴わない非破壊の方法で得た調査成果について、より多くの皆さんに手軽にお伝えし、特別史跡熊本城跡としての価値をさらに高めることを目的としたものです。